

# 公安委員会定例会議(第28回)の開催状況

第1 日時 令和5年11月1日(水)  
午後2時07分 ～ 午後3時58分

第2 出席者 五葉委員長、佐伯委員、小野委員  
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長  
刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長  
総務課長

## 第3 議事の概要

### 1 五葉委員長説示

本日は、令和5年7月20日付の最高裁判所判決を御紹介します。同判決は、定年退職者が再就職する場合の同一労働・同一賃金に関するもので、最高裁判所が基本給について初めて判断をした点で注目されました。

法律上、非正規労働者の労働条件を通常の労働者と比較したとき、不合理と認められる相違を設けてはならないとされています。つまり正規雇用労働者とパートタイム労働者等の非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。

1審判決と控訴審判決は、定年退職により正職員から嘱託職員となった原告について「嘱託職員の基本給が正職員定年退職時の基本給の60%を下回る限度で、労働契約法第20条にいう不合理と認められるものに当たる」と判断しました。定年退職時の60%という数字を示したことで、両判決は大きく報道され、それによって実務上、「定年退職時の60%」という数字が独り歩きし、我々弁護士の間でも、企業から相談があった場合は、「基本給の60%を確保すればいい。それ以下はダメだ」と答えていました。

ところが、最高裁判所は、「基本給は、勤続年数に応じた勤続給としての性質のみを有するということはできず、職務の内容に応じて額が定められる職務給、職務遂行能力に応じて額が定められる職能給のように様々な性質を有する可能性があるにもかかわらず、原審は、正職員と嘱託職員の基本給がどのような性質及び支給目的を持つのか検討が十分ではない」として、控訴審判決を取り消して原審の名古屋高等裁判所に差し戻しました。

同一労働・同一賃金は、企業の人事・労務担当者を悩ませる問題です。最高裁の意見は非常に論理的ですが、基本給の性質や支給目的は企業や組織によって様々な考え方があり、特に中小企業では、それを明確に整理・説明することが難しいと思います。

労働関係の裁判ではありますが、今後、名古屋高等裁判所において審理が再開され、どのような判決となるのか各企業の注目が集まっていますので、参考としてください。

### 2 決裁事項

#### (1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和5年第27回公安委員会定例会議の会議録について伺

いがあり了承した。

- (2) 公安委員会宛て苦情申出書に対する回答  
総務室から、公安委員会宛て苦情申出書に対する回答について伺いがあり了承した。
- (3) 監査結果実施報告書  
警務部から、監査結果実施報告書について伺いがあり了承した。
- (4) 交通規制に関する意思決定  
交通部から、交通規制に関する意思決定について伺いがあり了承した。
- (5) 審査請求にかかる裁決書  
交通部から、審査請求にかかる裁決書について伺いがあり了承した。

### 3 報告事項

- (1) 「第55回四国4県警察音楽隊演奏会」の開催結果  
総務室長から、「第55回四国4県警察音楽隊演奏会」の開催結果について報告があった。  
委員から、「実際に鑑賞させていただき、4県とも素晴らしい演奏で迫力があつた。来年は愛媛県で開催される予定であり、楽しみにしている」との発言があつた。  
委員から、「質の高い立派な演奏で、多くの市民に感動を与えたものと思う。来年の愛媛開催を楽しみにしている」との発言があつた。  
委員から、「今年に行くことができず残念であつたが、来年の演奏会はぜひ聴きに行きたい」との発言があつた。
- (2) 金融機関等に対する特別防犯指導「C P P 作戦」の実施  
生活安全部長から、金融機関等に対する特別防犯指導「C P P 作戦」の実施について報告があつた。  
委員から、「先日、新居浜市で発生した金融機関対象の強盗事件も、警察官の迅速な対応により速やかに検挙され安心した。年末に向け、同種事案が発生しないように各金融機関に対して的確な防犯指導に取り組んでいただきたい」との発言があつた。  
委員から、「これから年末にかけて慌ただしくなる時期である。C P P 作戦は時機を得た良い施策だと思うので、しっかりと取り組んでいただきたい」との発言があつた。  
委員から、「金融機関を狙った事件はいつ発生するか予測するのは難しい。年末はお金の動く時期であるため、特に注意して警戒を強化いただきたい」との発言があつた。
- (3) 重傷ひき逃げ事件被疑者の逮捕  
交通部長から、重傷ひき逃げ事件被疑者の逮捕について報告があつた。  
委員から、「迅速な捜査により検挙いただいた。ひき逃げ事件をなくすためにも、検挙を通じて「逃げ得は許さない」という警鐘を鳴らしていただきたい」との発言があつた。  
委員から、「発生当日に逮捕するなど、迅速・的確な捜査で検挙いただいた。ひき逃げ事件の発生が多いのは残念であるが、今後とも絶対にひき逃げは許さない強い姿勢で捜査に臨まれることを期待している」との発言があつた。

委員から、「ひき逃げ事件の捜査は苦労も多く大変かと思うが、未検挙事案についても検挙に向けて尽力いただきたい」との発言があった。

(4) 令和5年度愛媛県警察白バイ・パトカー安全運転競技大会の実施

交通部長から、令和5年度愛媛県警察白バイ・パトカー安全運転競技大会の実施について報告があった。

委員から、「白バイ・パトカーとも危険を伴う業務であるが、危険を回避できるように、しっかりと訓練して練度の向上を図っていただきたい」との発言があった。

委員から、「競技会は、技術を向上させる良い取組だと思う。交通事故等で受傷することがないように、練度を高めていただきたい」との発言があった。

(5) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定に基づくハイブリッドカー等の取扱い安全セミナーの実施

警備部長から、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定に基づくハイブリッドカー等の取扱い安全セミナーの実施について報告があった。

委員から、「ハイブリッドカーの普及率は高まっているが、安全な取扱い要領について知っている人は少ないと思うので、警察として注意喚起ができるのであれば検討いただきたい」との発言があった。

委員から、「取扱いを誤ると感電等の危険性があることを知り驚いた。安全に作業できるように取扱い要領の習熟に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「一般のドライバーがエンジン等の細部まで触ることはないと思うが、他車との違いや感電の危険性があることを理解した上で安全な取扱いに努める必要がある」との発言があった

(6) 監察案件に関する報告

警務部から、監察案件に関する報告があった。

#### 4 その他

(1) 刑事部長から、新居浜市内で発生した金融機関対象の強盗事件の捜査状況について報告があった。

(2) 「今後における都道府県公安委員会の権限に属する事務の処理の在り方について」に関して、緊急の場合における援助の要求に係る意思決定の手続を定めた。

(3) 本部長から、「委員説示について、同一労働・同一賃金問題で最高裁判所が示した論理的な意見が現実に機能するのかがというご指摘があったが、警察庁出身者の私にとっても耳に痛い話である。警察庁では、現場で何か問題が起きると通達を発出することが多い。その際には、かなりの時間をかけて緻密に検討し精緻なものを作り上げ、自信をもって現場に発出するのだが、現場の人にちゃんと理解されなかったり、あるいはルールが細かすぎて、かえってルール違反を増加させるなど、ワークしないということがままある。つまり、いくら美しい文章を作り上げても、それが現場でワークするかという観点からの検討が不足するということはままあるということであり、自戒しなければいけないと思う」との発

言があつた。

以 上